

# 家計改善支援事業の手引き

# 目 次

第1章 家計改善支援事業の必要性	1
1. 生活困窮者自立支援制度と家計改善支援事業	1
(1) 生活困窮者自立支援制度の背景	1
(2) 生活困窮者自立支援制度の概要	1
(3) 家計改善支援事業の必要性	3
2. 家計改善支援事業の対象者	4
(1) 生活困窮者自立支援制度の対象者の考え方	4
(2) 家計改善支援事業の対象者の考え方	4
(3) 具体的な対象者像	4
第2章 家計改善支援事業とその効果	6
1. 家計改善支援事業の業務	6
2. 家計改善支援事業におけるポイント	7
(1) 相談者とともに家計の状況を理解し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出す	7
(2) 相談者自身が家計を管理できるよう支援する	7
(3) 家計に関する課題の解決に向けて様々な支援へつなぐ	7
(4) 貸付けの活用	8
3. 家計改善支援事業の効果	9
(1) 家計の状況から課題を把握することができる	9
(2) 相談者が自ら家計管理できるようになる	9
(3) 相談者と様々な関係機関の間でのつながりを構築できる	9
第3章 家計改善支援事業における連携体制の整備	11
1. 連携体制の整備	11
(1) 庁内体制の整備	11
(2) 庁外の関係機関との連携体制の整備	11
2. 連携の視点と方法	12
(1) 具体的な連携の体制	12
(2) 運営の留意点とポイント	12
第4章 家計改善支援事業の具体的な実施方法と留意点	13
1. 家計改善支援事業の支援の流れ	13
(1) 基本的な流れ	13
(2) 自立相談支援事業の相談支援プロセスとの関係	14
(3) 特定被保護者による事業利用の流れ	18
2. 事業の実施・運営の考え方と方法	21

2-1. 基本的な考え方	21
2-2. 具体的な実施方法と留意点	21
(1) 把握・アウトリーチ	21
(2) 相談受付（インテーク）	21
(3) アセスメント	22
(4) 家計再生プラン（家計支援計画）の策定	24
(5) 支援の提供	25
(6) モニタリング	28
(7) 家計再生プランの評価	28
(8) その他の留意点	29
第6章 個人情報保護・リスクマネジメント	31
1. 家計改善支援事業における個人情報保護の考え方	31
2. 関係機関との情報共有	31
第7章 運営計画と評価	32
第8章 生活困窮者自立支援統計システム	33
1. 生活困窮者自立支援統計システムの構成	33
2. 支援ツールの入力プロセス	34
3. 統計ツール（月次報告）	36

## 別添

- ・記入要領
- ・様式1 相談受付・申込票
- ・様式2 インテーク・アセスメントシート
- ・様式3 相談時家計表
- ・様式4 家計計画表
- ・様式5 キャッシュフロー表
- ・様式6 家計再生プラン（家計改善計画）
- ・様式7 支援経過記録シート
- ・様式8 評価シート
- ・様式9 貸付あっせん書

# 第1章 家計改善支援事業の必要性

## 1. 生活困窮者自立支援制度と家計改善支援事業

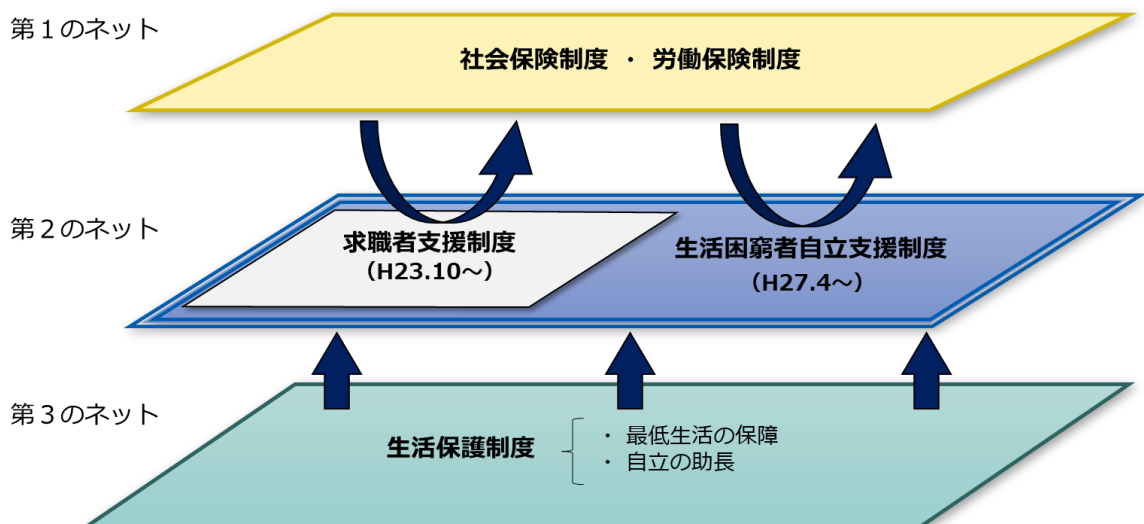
### (1) 生活困窮者自立支援制度の背景

- 平成25年12月、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）が成立し、平成27年に施行された。本制度は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものである。
- 法施行3年後の検討を経て、平成30年6月8日に公布された生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「平成30年改正法」という。）による改正後の法では、基本理念や「生活困窮者」の定義の明確化や就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施の努力義務化等が図られた。
- 令和6年4月24日に公布された生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号。以下「令和6年改正法」という。）による改正後の法では、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置や支援関係機関の連携強化等の措置を講じている。
- 法に基づく事業を適切に運営するためには、生活困窮者自立支援制度の必要性や目指すべき制度の理念、全体像、対象者の考え方等について、十分な理解が必要である。
- これらの詳細については、「自立相談支援事業の手引き」の第1章を参照いただくこととし、本章では、その概略と家計改善支援事業の必要性について述べる。

### (2) 生活困窮者自立支援制度の概要

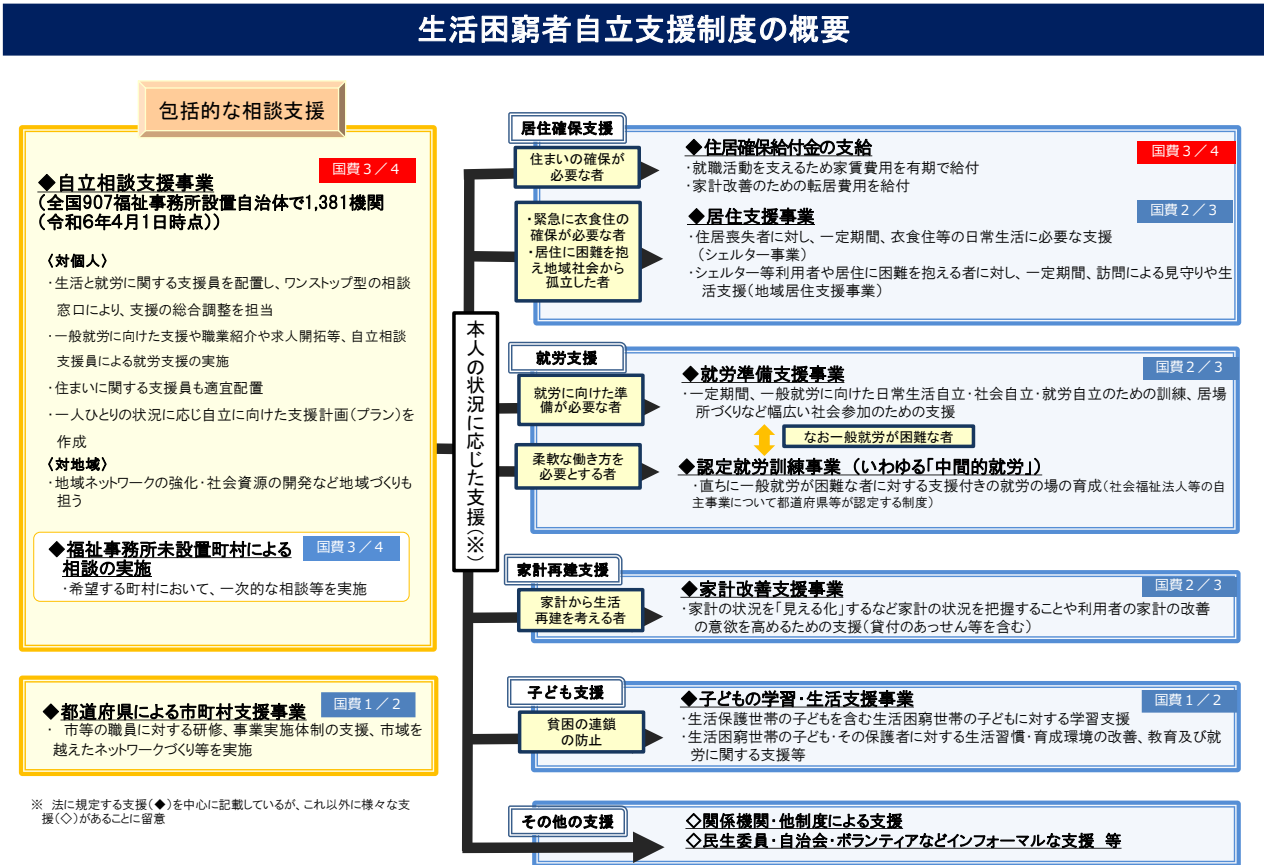
- 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立相談支援事業を中心に様々な支援を行うことにより、その自立の促進を図ることを目的とし、雇用を通じた安全網（第1のセーフティネット）と生活保護（第3のセーフティネット）との間に、第2のセーフティネットを構築するものである。

図表1 重層的なセーフティネットのイメージ



- 法は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金の支給を、任意事業として就労準備支援事業、居住支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業等を制度化している。事業の実施主体は、福祉事務所設置自治体であり、それぞれの事業を自治体直営又は委託により実施する。
- さらに、平成 30 年改正法では就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、令和 6 年改正法では居住支援事業のうち必要と認められるものについて、その更なる実施促進を図るため、その実施が努力義務とされた。
- また、法においては、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の適切な実施を確保するため、都道府県知事等による認定制度が設けられている。
- 生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、また、各人の状況は多様である。こうした生活困窮者に適切な支援を行うためには、各自治体において、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要である。生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業や地域に存在する他制度・他事業による支援を総合的に実施することではじめて実現されるものであることから、各自治体においては、任意事業の積極的な実施はもとより、福祉分野に限らず様々な関連制度・事業との密接な連携が求められる。この点、令和 6 年改正法では、就労準備支援事業又は家計改善支援事業を行うに当たっては、自立相談支援事業とこれらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとされた。
- また、生活保護受給者については、従前、子どもの学習・生活支援事業を除き、法に規定する各種事業の対象には含まれなかったところだが、令和 6 年改正法では、生活保護受給者について、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保する等のため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとされた。また、生活保護受給者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、保護の実施機関が継続して関与する仕組みとしたところであり、より切れ目のない支援を進める必要がある。

図表2 生活困窮者自立支援制度の概要



### (3) 家計改善支援事業の必要性

- 家計改善支援事業は、就労準備支援事業、居住支援事業、子どもの学習・生活支援事業等とともに、福祉事務所設置自治体が地域の実情に合わせて支援を提供できるよう任意事業とされている。しかしながら、生活困窮者の多くが家計に関わる問題を抱えていることを踏まえれば、家計改善支援事業は、生活困窮者に対する包括的な支援を具体化するうえで、自立相談支援事業や住居確保給付金、様々な就労支援とともに不可欠な要素である。そうしたことも踏まえて、平成30年改正法では、家計改善支援事業の実施が努力義務とされた。
- また、生活困窮者の家計には、相談者が抱える様々な課題が経済的な問題となって現れる。このため、まず家計改善支援事業において、家計の視点から相談支援を実施することにより、経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、相談者自身が「家計を管理しよう」という意欲を高める効果が期待される。また、再び生活困窮状態になることを防ぐ観点からも、自ら家計管理ができるようになることを支援する家計改善支援事業の必要性は極めて大きいものである。
- 「借金の返済の見通しがつかない」と感じているが実際には返済がどの程度困難なのか、「お金が足りない」と感じているが具体的にいくら足りないのか、「収入が足りない」と感じているが具体的にいくら収入なら生活が再生できるのか、といった漠然とした悩みを、家計表等を用いて「見える化」していくことが家計改善支援事業の特徴の1つである。

## 2. 家計改善支援事業の対象者

### (1) 生活困窮者自立支援制度の対象者の考え方

- 法第3条第1項において、法の対象者となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事業により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている。
- 生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えていることから、支援の入口でもある自立相談支援事業の運営にあたっては、できる限り対象を広く捉え、排除のない対応を行うことが必要である。
- 生活困窮者自立支援制度における事業のうち、住居確保給付金、就労準備支援事業、地域居住支援事業については、具体的な所得・資産要件が定められているが、自立相談支援事業は相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けず、幅広く対応することとしている。
- また、これまで生活困窮者自立支援制度の事業の対象者ではなかった生活保護受給者についても、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を行ったり来たりする者が一定数いることを踏まえ、令和6年改正法では、就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業については、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保する等のため、保護の実施機関（福祉事務所）がこれらの事業の利用を必要と認める生活保護受給者（特定被保護者）も利用できることとされた。

### (2) 家計改善支援事業の対象者の考え方

- 家計改善支援事業の対象は、法の対象者となる「生活困窮者」及び「特定被保護者」であって、家計収支の均衡が取れていないなど家計に課題を抱えている人である。ただし上述のとおり、生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えていることから、自立相談支援事業と同様に、対象を広く捉え、排除のない対応を行うことが必要となる。家計改善支援事業も自立相談支援事業と同様に、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けていない。
- 特に家計に関わる問題に関しては、経済的な側面だけでなく、家計以外の生活全般にわたる課題が問題の背景にある場合もあることから、現在の家計状況をみるだけでなく、総合的・包括的にアセスメントをすることが重要である。
- 家計以外の課題が明らかになった場合は、すぐに自立相談支援機関の相談支援員（特定被保護者の場合は福祉事務所）につなぐことが重要である。

### (3) 具体的な対象者像

- 家計改善支援事業は、相談者が自らの家計の状況に気づき、それを理解したうえで、そこから見える課題を把握することで家計の再生に向けた具体的な方針を立てて、自ら家計管理ができるようになることを支援するものである。
- したがって、例えば、家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者については、特に家計改善支援事業が効果的な役割を果たすと考えられる。

## 家計改善支援が効果的な役割を果たすと思われる生活困窮者の例

以下のような状況にある生活困窮者については、家計改善支援事業が効果的な役割を果たすと考えられる。

- 多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
- 債務整理を法律専門家に依頼した直後や債務整理途上の人  
法律専門家に債務整理を委任すると借金の返済や利息の計上が止まる。そのため、安心してすべてが解決したような気持ちになるが、緊急に対処すべきお金の問題は残っている。次の収入が得られるまでの生活費の不足や、家賃や学校納付金、税金などの滞納金の問題について、解決に向けた支援を行う必要がある。
- 収入よりも支出が多く、お金が不足しがちで、借金に頼ったり、支払いが滞りがちの人  
相談者の中には、1ヵ月の生活費が分からない人も多い。このため、家計表により収支の状況の見える化を図り、本人の気づきを促す。
- 収入が少なかったり波があったりするが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人  
年収で見ると生活保護に該当しないが、例えば、夏場の収入と冬場の収入に大きな波があるために、収支を管理しにくく、生活困窮状態に陥る人たちがいる。このような場合は年間を通した収支管理をアドバイスすることで、安定した生活を維持することが可能となる。
- 家族で家計について話したことがなく、それぞれが勝手にお金を使っている人  
家族それぞれに一定の収入があっても、お互いの収入が把握できておらず、預貯金もなく、緊急時の出費に対応できずに生活困窮状態に陥ることがある。このような場合、家計の収支管理を支援することで解決に導くことができる。
- クレジットカードに頼って生活や買い物をして、いくら借金があるのか把握していない人
- 収入はあるが、家賃をはじめ、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料などの滞納を抱えていたり、税金などの支払いを延滞している人
- 就労先が決まったが、収入が得られるまで時間がかかり、生活資金の貸付けを予定している人  
次の収入が得られるまでの生活資金の確保や生活費の管理、家計に無理のない返済計画の策定に当たって、家計改善支援事業が有効である。
- 児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく複数月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい人  
ひとり親家庭に支給される児童扶養手当は奇数月に2ヵ月分をまとめて支給される。児童手当は偶数月に2ヵ月分をまとめて支給される。このように収入に大きな波が出る人の場合は、家計改善支援事業が有効である。

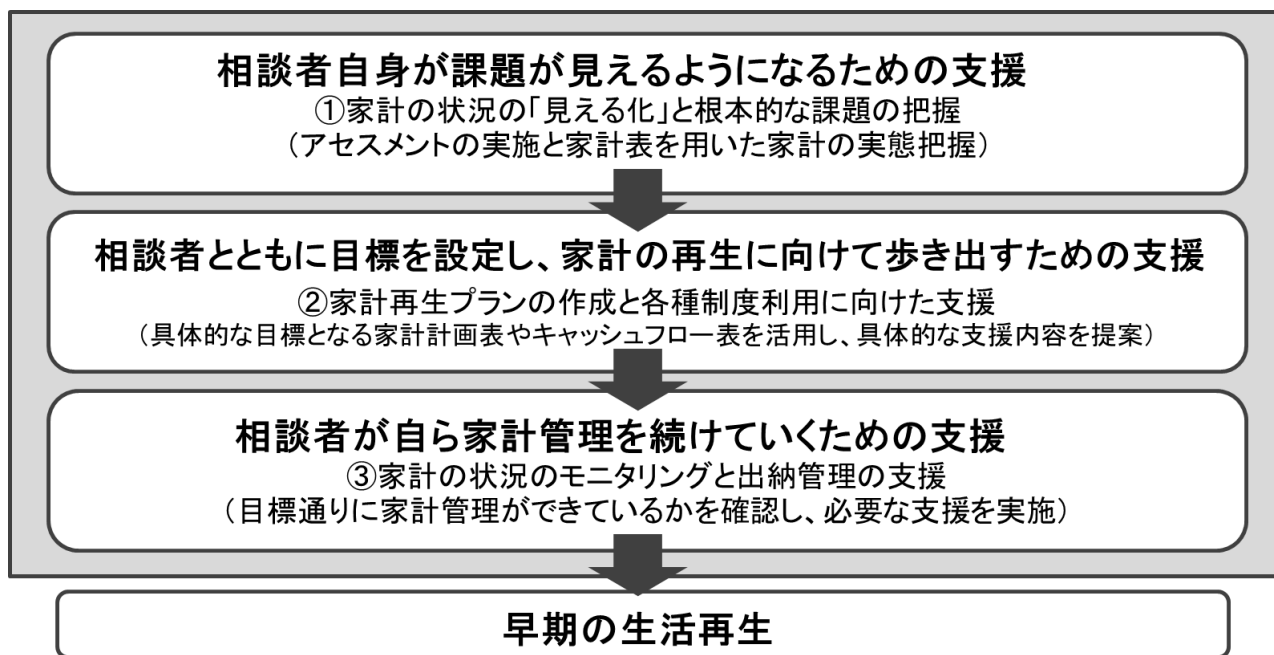


## 第2章 家計改善支援事業とその効果

### 1. 家計改善支援事業の業務

- 家計改善支援事業では、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える相談者からの相談に応じ、相談者自身が置かれている家計状況を理解できるように、家計計画表等を作成し家計の「見える化」を図る。また、「家計再生プラン」等を作成し、支援の方向性を相談者に提案し、生活の再生に向けて意欲を高めていったり、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行い、相談者の家計管理の力を高めていく支援を行う。なお、事業資金に関する相談は含まないものとする。
- 家計改善支援事業において、「家計再生プラン」に基づき行われる支援は以下のとおりである。
  - ・ 家計管理に関する支援
  - ・ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
  - ・ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）
  - ・ 貸付けのあっせん など
- 家計管理に関する支援業務とは、家計管理能力を高めるため、家計表やキャッシュフロー表等の活用や出納管理の支援を行い、家計収支の均衡を図るものである。
- 家計改善支援事業は、家計改善支援員が専門的な知識・技術を活かして上述のような支援を一体的・総合的かつ継続的に実施することが重要である。

図表3 家計改善支援業務の概観



#### 用語の定義

##### ●家計管理

家計の現状を理解し、将来の生活の見通しを踏まえて家計の方針を立てた上で、毎月（あるいは毎週、毎日）の収支を管理していくこと。

### ●出納管理

家計の方針に基づいた毎月の支出の管理を行いやすいよう、例えば1週間分の生活費をあらかじめ封筒に小分けにしておくなど、日常の生活費を管理すること。

また、必要に応じてレシートの内容を点検するなど、相談者とともに、支出の内容を把握する。

## 2. 家計改善支援事業におけるポイント

### (1) 相談者とともに家計の状況を理解し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出す

- 家計改善支援事業において最も重要なことは、相談者とともに家計の現状をしっかりと見つけ、相談者の「家計を管理しよう」という意欲を引き出すことであり、本人の思いに寄り添ってこそ、効果的な支援が進められる。支援が終結した後も相談者自身で家計を管理しながら生活を続けていくためには、相談者が主体的に家計管理に取り組めるようエンパワメントしていくことが重要である。
- 具体的には、初期の面談で家計表などを活用して相談者とともに家計の状況を「見える化」し、家計がどのような状況にあり何が問題となっているかを相談者と家計改善支援員がともに整理していく。このように相談者とともに状況を明らかにしていくことにより、相談者自らが課題に気づき、相談者自身の理解を深め、生活の再生に向けた意欲を高めることを目指す。

### (2) 相談者自身が家計を管理できるよう支援する

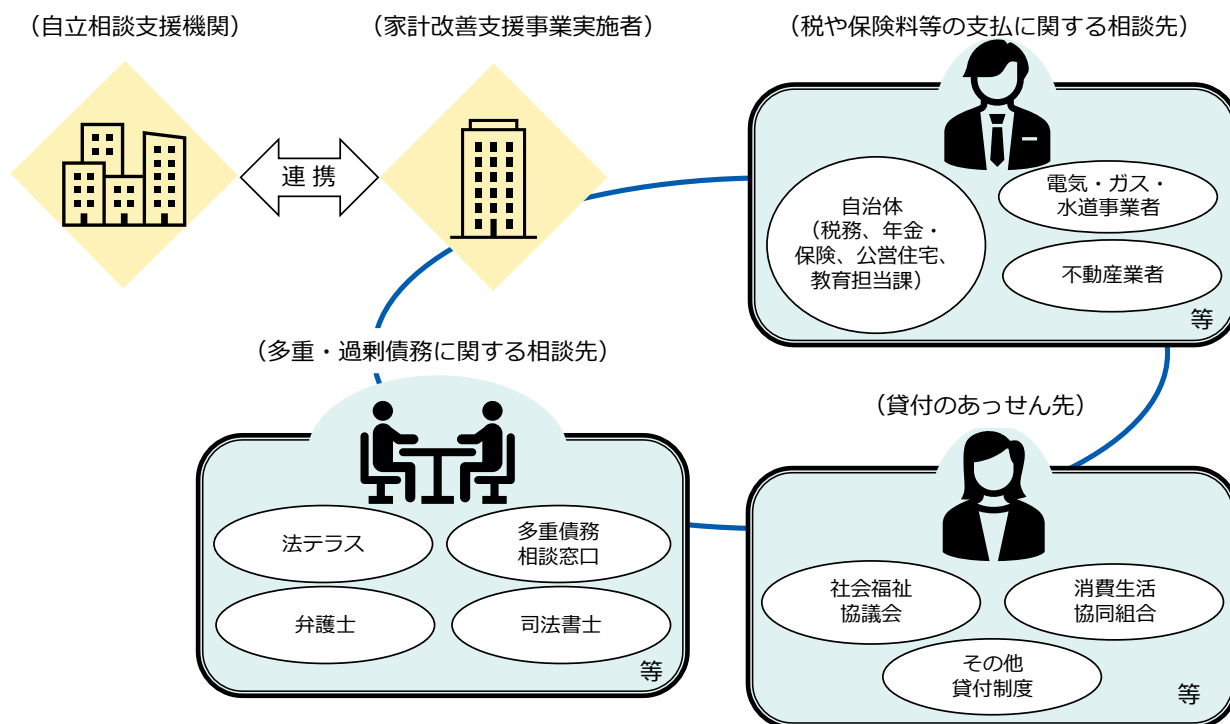
- 家計収支をしっかりと管理することは、生活の基礎といえる。例えば、就労に結びついて家計管理ができていなければ、公共料金などの滞納や多重・過剰債務を抱え再び生活困窮に陥るおそれもある。
- 自立相談支援機関の支援や就労支援だけでは生活の再生に必ずしも十分でなく、家計に関する専門的な相談支援が必要な場合においては、相談者自身が家計を管理できるようになるよう支援することが重要である。

### (3) 家計に関する課題の解決に向けて様々な支援へつなぐ

- 家計に関する課題は、家計改善支援事業を実施する者（以下「家計改善支援事業実施者」という。）だけで解決するのではなく、消費生活相談窓口、多重債務者相談窓口、公的給付や減免等を担当する行政の担当部局、弁護士や司法書士、貸付機関など様々な機関と連携し、適切に各種制度につなげながら支援を展開する。
- 特に給付や減免等の制度については、その制度に関する知識がないために利用できる可能性があるにもかかわらず利用できていない場合もある。こうした場合には、家計改善支援員が申請に同行し、相談者の同意のもとで相談者の家計の状況等を当該制度の所管部局に説明するなど、制度の利用に向けた支援等を行うことも考えられる。
- 就労支援や居住支援が必要な場合や、DVや依存症、ネグレクトなどの課題が把握された場合は、自立相談支援機関とも連携を図り、適切な支援機関につなぐことが必要となる。
- また、家計改善支援事業を利用する生活困窮者の中には、本人の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じている場合や、本人保護等の権利侵害の回復支援の視点から金銭管理等の支援

が必要と考えられる場合がある。こうした場合、家計改善支援事業による支援だけでは自立を図ることが困難であり、権利擁護支援策における意思決定支援が重要な役割を果たすこととなる。このため、生活困窮者自立支援制度担当部局・実施者と権利擁護支援策の担当部局・実施者が連携し、関係者間で日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うことが極めて重要である。

図表4 家計改善支援事業に関わる支援のネットワークのイメージ



#### (4) 貸付けの活用

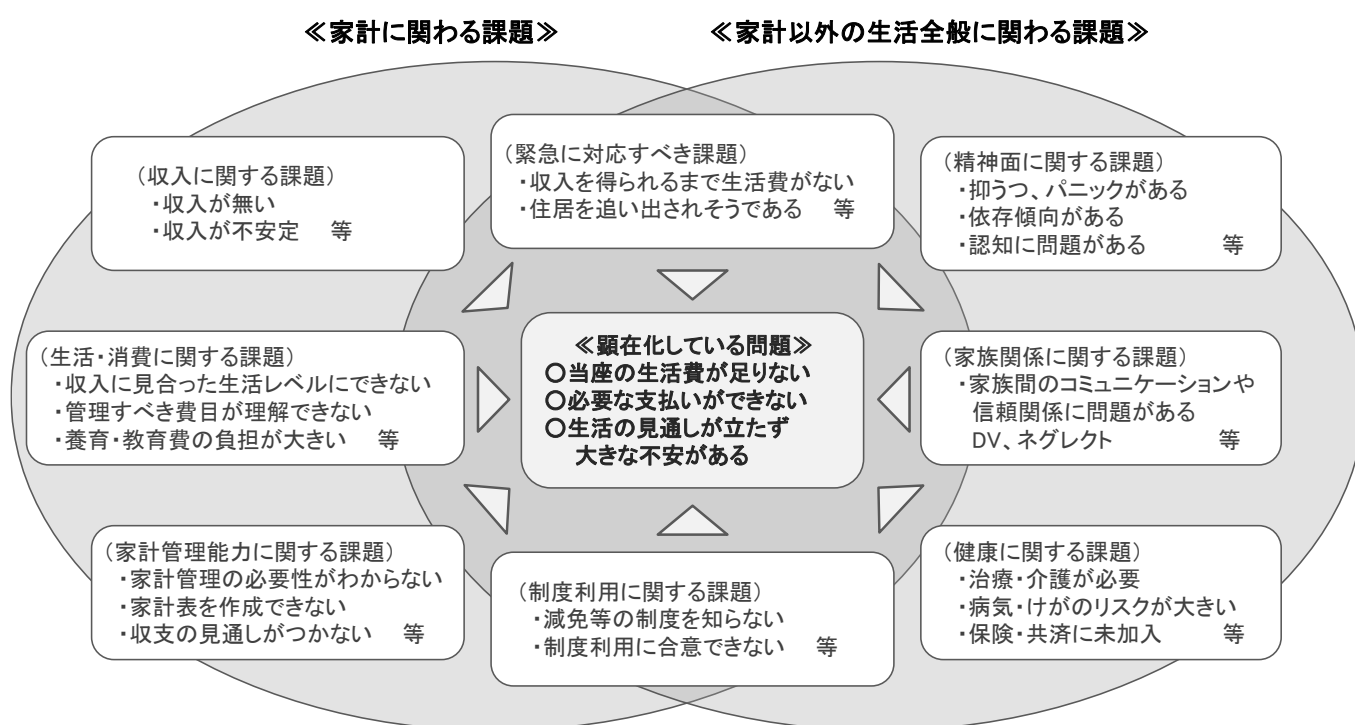
- 家計の課題には、当面の生活費の不足が問題となっている場合もある。このような場合、貸付けが解決の手段の一つとなり得る。
- このため、家計改善支援事業においては、相談者の状況に応じて貸付けをあっせんすることもあるが、一時的な資金需要に対して単に貸付けを行うだけでは本質的な解決にならないことが多いのも事実であり、貸付けはあくまでも必要最低限の額の範囲で相談支援と併せて行われるべきものである。貸付けにより相談者に新たな債務が発生することから、貸付けに頼らずに家計を再生する方法があればまずはそれを優先して考えることも必要である。
- 貸付けを実施する際には、併せて家計改善支援事業を実施し、相談者の家計を管理する力を高め、債務の返済計画を含めた家計計画表やキャッシュフロー表を作成することで、債務の返済が滞る可能性を低くすることができると考えられる。
- このように、家計改善支援事業から貸付機関へのつなぎ、及び貸付機関から家計改善支援事業へのつなぎによって、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の機能強化や、消費生活協同組合等の民間の貸付機関の参入促進が図られ、より重層的な金融セーフティネットの構築も期待される。

### 3. 家計改善支援事業の効果

#### (1) 家計の状況から課題を把握することができる

- 家計に関して相談者が家計改善支援事業実施者に訴える問題（主訴）の背景には、下図のように家計に関わる課題だけでなく家計以外の生活全般にわたる課題が影響している場合も多くある。家計の「見える化」を行うことで、DVや依存症、ネグレクトなどの様々な課題が発見されることもある。
- 生活困窮者の生活の再生と自立を支援するためには、主訴だけに捉われるのではなく、このような主訴の背景にある根源的な課題を捉え、支援の出口を見出し課題の解決を支援することが重要である。

図表5 家計に関する問題の背景にある多様な課題の広がり（模式図）



#### (2) 相談者が自ら家計管理できるようになる

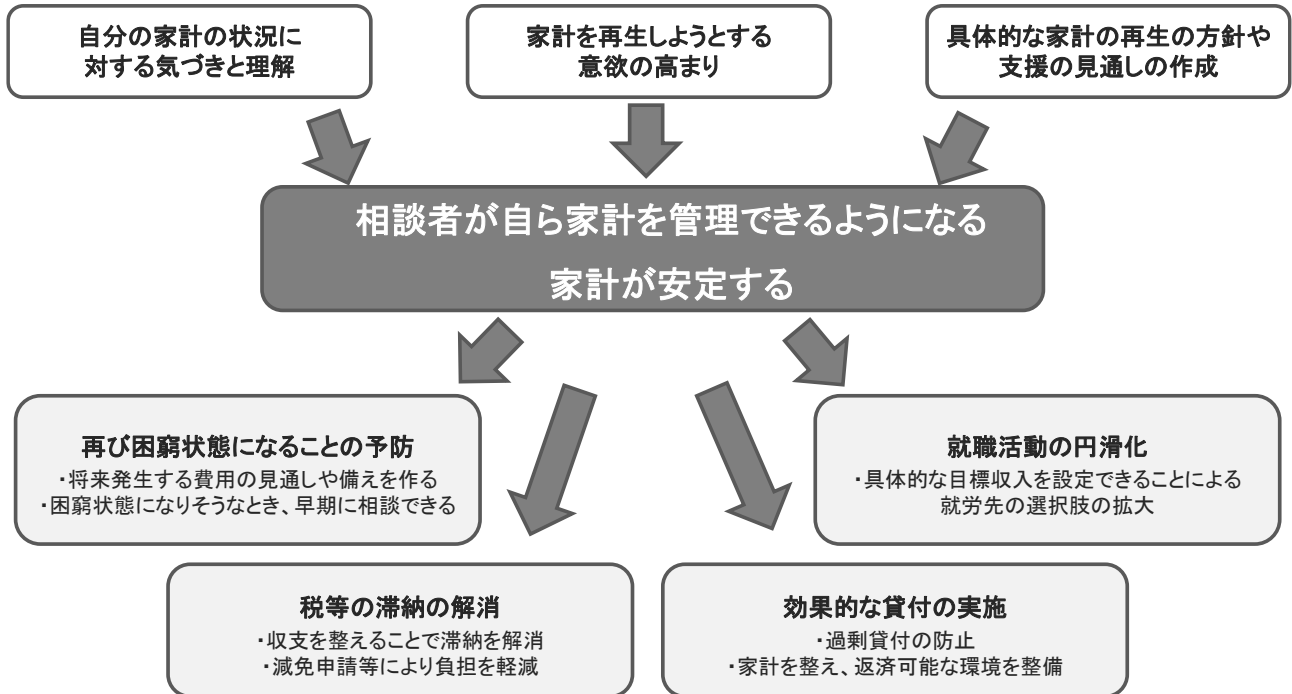
- 家計改善支援事業は、相談者自身の当面の家計の問題（収入の不足や一時的な支出、多重・過剰な債務や税等の滞納等）を解決しつつ、再びそのような状態に陥らないよう、相談者自身が家計を把握し、見通しを持って備えられるようになることを目指すものである。
- 相談者自らが家計を管理できるようになることで、家計が安定するという直接的な効果だけでなく、収入目標が立つことで、どの程度の給与水準の求人を探せばよいか明確になるといった就職活動の円滑化、計画的な返済が可能な貸付けの実施、滞納の解消などの波及的な効果も期待できる。これらを通じて、再び困窮状態になることを予防することにつながる。

#### (3) 相談者と様々な関係機関の間でのつながりを構築できる

- 家計改善支援事業は生活困窮者自立支援制度が提供する包括的な支援メニューの1つであり、多様な関係機関の協力と相まって、相談者本人の自立が可能となる。

- このような支援を通じて、家計に関する課題を抱えたときには相談できる機関が様々あることを知ることで、早期に適切な機関に相談できるようになり、再び生活困窮状態に陥ることを予防できると考えられる。

図表6 家計改善支援の効果



## 第3章 家計改善支援事業における連携体制の整備

### 1. 連携体制の整備

#### (1) 庁内体制の整備

- 生活困窮者自立支援制度では、相談者の複合的課題に対し包括的な支援を行うことができるようにするため、部局横断的な体制構築を図ることが必要である。
- 家計改善支援事業については、連携が必要な既存の事業や制度として、消費生活相談窓口や多重債務者相談窓口といった相談窓口、税及び年金・医療・介護等の社会保険料の滞納状況の把握や減免等の申請先の各種窓口がある。
- 連携体制を構築する際は、自治体における庁内体制の整備はもとより、例えば、多重債務者対策の連絡会議、税や保険料等の滞納者対応に関する連絡会議等、既に庁内に設置されている連絡会議等の場を活用し、「個別支援における連携」と「円滑な連携のための仕組みや体制の振り返りと検討」を行うことが必要である。
- 特に、家計改善支援事業を受託して実施する場合は、家計改善支援事業実施者は上述のような既存の連絡会議等の場を活用し、家計改善支援事業の支援内容等についての説明を丁寧に行い、庁内の関係部局との連携体制を構築しておくことが必要である。
- 都道府県が家計改善支援事業の実施主体となる場合は、住民税や国民健康保険料（税）、各種公共料金等の滞納状況等を把握している管内の町村と適切に連携することが必要である。
- 加えて、家計改善支援事業の利用勧奨等を行うに当たっては、その具体的な方法について連携先の関係部局と調整を行うこと。（例：家計相談支援事業のチラシ等を、各機関から滞納者等への各種お知らせ等に同封する、関係部局の窓口への配架を行う等）
- このような庁内関係部局との連携体制の構築を通じて、例えば税の滞納者や公営住宅の家賃滞納者に対して、分納相談や各種減免制度の利用など、担当部局との調整を通じた支援が可能となる。庁内関係部局にとっても、家計改善支援事業の利用により、結果として税や保険料等の回収につながるといった好循環が期待される。
- また、令和6年改正法では、特定被保護者も事業を利用できることとされた。特定被保護者による事業の利用に当たっては、事前に、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、家計改善支援事業実施者等の間で、利用に関する手続き等を調整し、関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。

#### (2) 庁外の関係機関との連携体制の整備

- 庁内体制の整備に加え、家計改善支援事業実施者には庁外の関係機関との連携体制の整備も求められる。特に、家計改善支援事業と関連が強い関係機関として、法テラス、貸付機関、弁護士・司法書士、日常生活自立支援事業等の権利擁護支援策等がある。なお、家計改善支援事業実施者が自らこうした関係機関との連携体制を構築することはもちろんであるが、実施主体である自治体に対しても、これらの連携体制の構築を促進するため、適宜、協議会やネットワーク会議等を設置する等の取り組みを行うことが期待される。個別事例に基づく事例検討会の開催は、関係機関の連携の強化だけではなく、相談員の人材育成にとっても有効である。

## 2. 連携の視点と方法

### (1) 具体的な連携の体制

- 家計改善支援事業と自立相談支援事業の窓口が併設・隣接していたり、自立相談支援機関内に家計改善支援員が配置されているなど、相談の受付段階から家計改善支援員が連携できる仕組みとなっていれば、相談者の負担が軽減されるとともに効果的・効率的なアセスメントの実施が期待できる。
- また、両事業の併設・隣接が難しい場合であっても、相談者からの同意を得たうえでアセスメント情報を共有したり、両事業の相談員が合同で面談を実施したり、家計改善支援員が自立相談支援機関等へ定期的に出張相談することなどの工夫を行うことが考えられる。

### (2) 運営の留意点とポイント

- ① 自立相談支援機関と同一の母体が家計改善支援事業を受託する場合
  - 同一の団体が家計改善支援事業と自立相談支援事業を受託する場合、相談の受付・アセスメントの段階から連携して、一体的に支援が実施できるというメリットがある。
  - これにより、両事業における情報共有が円滑になるとともに、相談者にとっても面談等に関する負担が軽減されることにもつながる。
  - ただし、この場合、両事業の役割分担をあらかじめ明確にし、業務に偏りなどが生じないよう、事業の運営方法を工夫することが必要である。
- ② 貸付機関と同一の団体が家計改善支援事業を受託する場合
  - 貸付機関が家計改善支援事業を受託する場合、貸付けを受けられることがインセンティブとなって、相談者が家計改善支援事業を受け入れやすくなるとともに、貸付けへのあっせん手続等の迅速化が期待される。
  - これにより、貸付金の償還率の向上など、貸付けそのものがより効果的に機能していくことにもつながる。
  - ただし、この場合、貸付けにあたっては、返済の可能性を客観的に判断する必要があることから、家計改善支援員の立場と貸付けの可否を判断する立場とで利益相反を起こさないための事業運営上の工夫が必要である。
- ③ 家計改善支援事業を広域的に実施する場合
  - 複数の自治体から一つの事業者がまとめて委託を受け、広域的に実施することも考えられる。広域的な実施により、支援ニーズや社会資源が乏しい小規模自治体でも事業を実施できるとともに、事業の効率を高めることが期待できる。
  - 広域で実施することは相談窓口へのアクセス向上にもつながる。特に地方部に行くほど相談者と相談員が顔見知りである可能性が高まるため、家計に関わる問題は、身近な窓口に相談しにくいものである。広域で相談窓口を設置していれば、相談者が相談しやすい環境の整備にもつながる。

## 第4章 家計改善支援事業の具体的な実施方法と留意点

### 1. 家計改善支援事業の支援の流れ

#### (1) 基本的な流れ

- 家計改善支援事業で実施される支援の基本的な流れは以下のとおりである。

<自立相談支援事業> ※詳細は図表8, 9参照

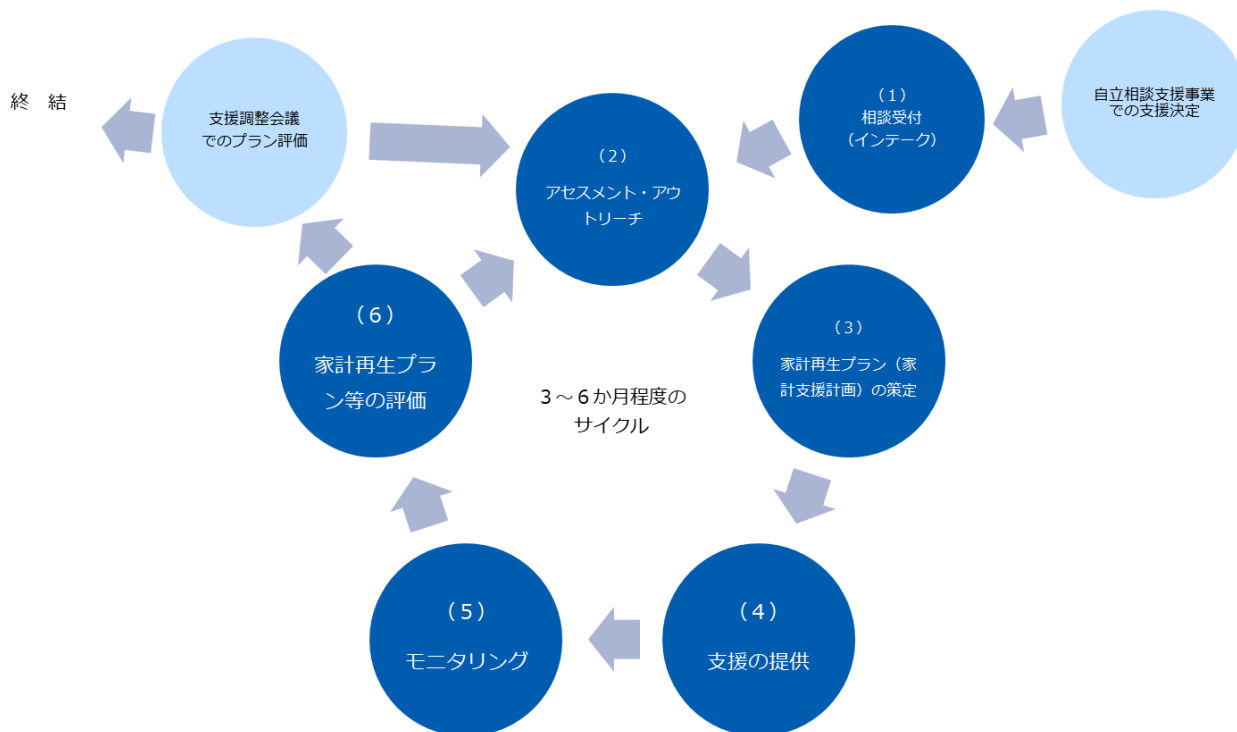
把握・アウトリーチ、相談受付、支援調整会議の開催と支援決定 等

↓ つなぎ

<家計改善支援事業>

- (0) 自立相談支援事業での支援決定
- (1) 相談受付(インテーク)
- (2) アセスメント・アウトリーチ
- (3) 家計再生プラン(家計支援計画)の策定
- (4) 支援の提供
- (5) モニタリング
- (6) 家計再生プラン等の評価

図表7 家計改善支援事業の基本的な流れ



- (1) ~ (6) のそれぞれの詳細については後述するが、各段階での支援内容の概要は次のとおりである。



### (1) 相談受付（インテーク）

支援調整会議を経て、家計改善支援事業の利用が決定した相談者からの相談を受け付ける。相談者と話す機会は電話や対面など様々であるが、いずれにしても相談者との信頼関係の構築に力点を置くことが重要であり、そのために相談者の声を丁寧に聞き取ることが必要である。

また、相談者の来訪や電話による相談等を受けた場合は、自立相談支援機関に連携することが必要である。ただし、相談者の状況によっては、自立相談支援機関への連携前であっても、税や社会保険料の減免・分納制度の利用に向けた支援など、家計改善支援事業実施者として必要な支援を実施する。

### (2) アセスメント・アウトリーチ

生活の状況に関する情報を把握・整理し、家計の状況の「見える化」を図り、相談者が直面している問題や、背景にある解決すべき課題を抽出する。生活状況等の把握には、相談者の自宅を訪問することが有効な場合もある。

### (3) 家計再生プランの策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を明確にし、生活を早期に再生させるための目標や支援内容を整理したプランを策定し、相談者に提案する。この「家計再生プラン」では、家計の再生の具体的な道筋を共有し、家計収支を改善し家計管理能力を高めるために「家計計画表」や「キャッシュフロー表」を作成する。

なお、相談者の状況によっては、家計再生プランの策定前であっても、税や社会保険料の減免・分納制度の利用に向けた支援など、家計改善支援事業実施者として必要な支援を実施する。

### (4) 支援の提供

継続的な家計表の作成支援や、出納管理の支援（例：1ヵ月分の生活費を用途別に封筒に分けて管理できるようにする等）を定期的実施する。また、家計再生のために必要な、税金等の分納や減免といった制度の利用、家族等からの支援の調整、貸付けのあっせん、債務整理等の具体的な支援を、相談者の意向を踏まえながら行う。特に、債務・滞納を抱える相談者については、その解消に向けた優先順位の検討等に際し、法律の専門家（弁護士、司法書士等）又は関係機関（法テラス等）に相談をすることが有効と考えられる。

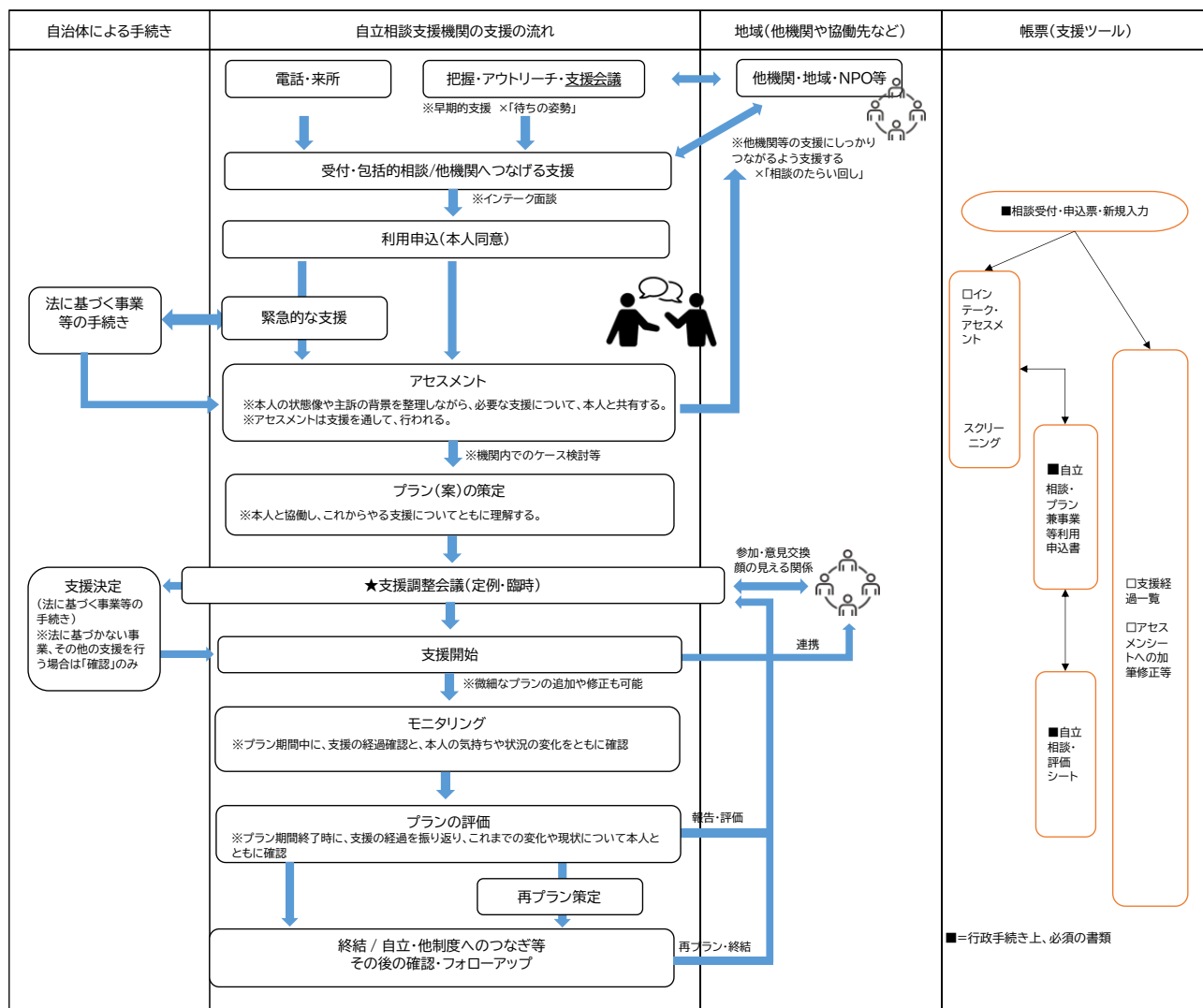
- 支援の提供後は（5）モニタリングを行い、（6）家計再生プランの評価を行う。

## (2) 自立相談支援事業の相談支援プロセスとの関係

- 生活困窮者自立支援制度では、自立相談支援機関が中心となって、生活困窮者の相談に応じた適切なアセスメントを行い、相談者一人ひとりの状況に応じた必要な支援の提供を行う。
- 生活困窮者は、自立相談支援機関での相談やアセスメント等を経て家計改善支援事業につながることから、家計改善支援員においても、自立相談支援機関における相談支援のプロセスをよく理解しておくことが重要である。
- 自立相談支援機関による具体的な相談支援プロセスは、図表8、9のとおりである。なお、

詳細については「自立相談支援事業の手引き」第2章を参照のこと。

図表8 自立相談支援機関における支援プロセスの概要



図表9 自立相談支援機関による相談支援プロセス

### 1 把握・アウトリーチ (①)

生活困窮者は複合的な課題を抱えているため、自ら支援を求めることが困難な場合も多く、早期の支援につながりにくい。そのため、自立相談支援機関は、「待ちの姿勢」ではなく積極的にアウトリーチを行い、生活困窮者の把握に努める必要がある。

### 2 受付・包括的相談 (②)

相談受付時には、相談者が抱える課題を的確に把握し、包括的に相談を受け付ける。その上で、支援員は自立相談支援機関による支援を継続するか、他制度の相談窓口等へつなげるべきかを判断する。このとき、家計改善支援事業・就労準備支援事業の支援員が同席し、これらの事業の利用の必要性を検討することも有用である。

### 3 利用申込 (③)

自立相談支援機関による相談支援を継続的に行うことが適当と判断される場合、「自立相談支援機関使用標準様式」の「相談申込・受付票」により、本人から自立相談支援事業の利用申込を受け付ける。

### 4 緊急的な支援・法に基づく事業等の利用手続 (④)

相談受付時には、本人の訴えや状況から、生活上の緊急的な支援が必要であるか否かを判断し、必要である場合には、適切な支援につなげることが必要である。例えば、法に基づく住居確保給付金や居住支援事業のうちシェルター事業を提供する場合や、生活保護の適用が必要と判断される場合は、迅速に手続を行うことが必要な場合がある。この他には、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付事業（緊急小口資金貸付）や、過重・多重債務がある場合には債務整理につなげることなども考えられる。

### 5 アセスメント (⑤)

アセスメントとは、生活困窮に陥っている状況を包括的に把握（情報収集）し、その中で対応すべき課題をとらえ、それらの背景・要因等を分析し、解決の方向を見定めることである。アセスメントは、本人や世帯が置かれている状況や取り巻く環境について理解を深め、信頼関係を築いていく重要な過程である。なお、アセスメントは、本人の課題や問題点にばかり目を向けるのではなく、本人の強み（ストレングス）に着目しながら行うことが大切である。

### 6 プラン(案)策定 (⑥)

アセスメントの結果を踏まえ、本人と相談支援員の協働によりプランを策定し、自立相談支援機関が主催し関係者が参加する支援調整会議において、目標や支援内容を検討し共有する。

### 7 支援調整会議 (⑦)

支援調整会議は、プラン(案)が、①本人の状況や設定した目標に対して適切であるか、②課題解決に向けた内容となっているか、③プランが本人の意欲やモチベーションの喚起に繋がっているかといったことについて共有し、プランの適切性を担保するために開催される。

また、プランを検討する中で、本人のニーズに対応する社会資源が不足していないか、開発すべき社会資源はないか等についても検討する。

## 8 支援決定 (⑧)

支援調整会議において検討したプラン(案)にそって法に基づく事業等の実施を自治体が決定する。支援(住居確保給付金の支給を含む)を行うか否か、どのような支援を行うかの最終的な判断は自治体が担う。このため、自治体の担当者は、原則として支援調整会議に出席し、本人の意向や支援内容を確認する。

## 9 支援開始 (⑨)

支援調整会議での検討を経たプランや支援決定に基づき、本人とともに支援を開始する。支援にあたっては、本人を主体にして、支援者が本人と伴走しながら支援を行う。

また、個別支援を通じて、多様な支援者や支援機関、社会資源等がネットワークを構築するとともに、社会資源が不足している場合には地域の社会資源を発見・開発しながら、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を行う。

## 10 モニタリング (⑩)

モニタリングとは、支援過程においてプランに基づく各種支援の提供状況を本人とともに確認し、本人が目標達成に向かっているか、支援は適切に提供されているか等を確認(把握)するものである。プラン策定の際には、モニタリングの時期や目標達成の目安(指標)を決めておく。

モニタリングの結果、プランの修正や再プランが必要な場合は、適宜柔軟に修正・再プランを策定する。

## 11 プラン評価 (⑪)

プランの評価は、プラン策定時に定められた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果等を評価するものである。これにより、支援を終結させるか、又は再プランを策定して支援を継続すべきかを判断する。

## 12 再プラン策定 (⑫)

プラン策定時に定めた期間が経過し、改めて包括的なアセスメントを行うこととした場合や、本人の状況が大きく変化したためにプランの修正では足りない場合には、本人とともに話し合いながら、再プランを策定する。

## 13 終結 (⑬)

自立相談支援機関において「終結」を判断する場合には、①生活困窮の状態が改善し、設定した目標を達成する目途が立った場合、②生活困窮の状態は続いているものの、大きな課題がある程度解決され、自立相談支援機関による支援は一旦終了してよいと判断できる場合、③本人からの連絡が完全に途絶えた場合等が挙げられる。

- 家計改善支援事業の実施に当たっては、自立相談支援機関のアセスメント結果に基づき、必要があれば家計改善支援事業の利用を盛り込んだプラン(案)を策定し、支援調整会議で検討を行う。
- 一方、家計改善支援事業においても、家計の視点でのアセスメントを行い、その結果に基づき家計再生プランを策定し、支援を提供するという流れで相談支援が行われる。
- 相談者の負担を軽減し、効率的にアセスメントを行い、適切なプランを策定するためには、アセスメント段階から自立相談支援機関と家計改善支援事業実施者が連携し、協働してプランを策定することが望まれる。

- そのため、自立相談支援機関と家計改善支援事業実施者は、相談者の主訴に応じて合同でアセスメントを行ったり、アセスメント結果を共有したりするなど、それぞれの事業の利用を円滑に行えるよう一体的な実施体制を整えておくことが必要である。

### (3) 特定被保護者による事業利用の流れ

- 令和6年改正法では、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとする。これにより、被保護者向けにこれらの事業を実施していない自治体においても被保護者が事業を利用できるようになることや、生活困窮者向けと被保護者向けの事業の一体的な実施による事業の効率的・効果的な実施、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度をまたいだ支援対象者に対する一貫した支援の提供が可能となる。

- 「特定被保護者」とは、被保護者であって、①～③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 被保護者の状況に照らして将来的に保護を必要としなくなるものが相当程度見込まれる者
- ② 福祉事務所が生保事業を実施していない場合において、特定被保護者対象事業の利用が必要と認める者
- ③ 福祉事務所が生保事業を実施している場合であって、特段の事情があり、特定被保護者対象事業の利用が必要と認める者

このように、特定被保護者対象事業の利用が適当と認められる被保護者に対しては、制度上は、広く特定被保護者対象事業により支援することが可能である。

その上で、各自治体においては、地域の実情（対象者数、対象者層等）や特定被保護者対象事業の実施方針・目標等を踏まえ、あらかじめ特定被保護者の選定に係る考え方（例えば、①に記載の「相当程度見込まれる者」、②及び③に記載の「利用が必要と認める者」、③に記載の「特段の事情」に関する考え方など）を設定しておくことも考えられる。

※ 「特段の事情」とは、例えば、被保護者向け事業の支援内容が本人の状態やニーズに合わない場合などが想定される。

- 標準的な利用手続きの例を以下の通り示すが（図表10のイメージも参照）、詳細は、両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、家計改善支援事業実施者等の間で、あらかじめ調整し、地域の被保護者・生活困窮者の状況や、両制度における各事業の実施状況等に応じた実施方法によることが重要。

#### <標準的な利用手続きの例>

##### ① 支援に至る手続

ア) 福祉事務所において、被保護者の意向を確認した上で、当該被保護者に対して家計改善支援事業による支援を実施することが適切か否かを検討し、特定被保護者候補者（以下「候補者」という。）として整理する。

イ) 福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、アの候補者の支援可否について事前調整を行う。事前調整に際しては、アで検討した支援に対する候補者の意向や希望、家計改善支援事業による支援を必要とする理由、事業の利用見込み期間その他の必要な情報を生活困窮者自立支援制度主管部局に提供する。

生活困窮者自立支援制度主管部局は、福祉事務所からの情報を家計改善支援事業実

施者に共有し、当該候補者の状況、家計改善支援事業において提供する支援が当該候補者にとって適切と見込まれるか、家計改善支援事業実施者における受入体制等の観点から、候補者への支援可否を支援実施主体と検討する。その際には、家計改善支援事業実施者は、必要に応じて本人との面談、福祉事務所を加えた面談等を実施する。検討の結果は、生活困窮者自立支援制度主管部局から福祉事務所に回答する。

なお、候補者の受け入れに当たっては、両制度の担当部局、福祉事務所、自立相談支援機関、家計改善支援事業実施者の間で協議の上、家計改善支援事業実施者における受入可能人数をあらかじめ設定することも差し支えない。

- ウ) イの結果、候補者に対して特定被保護者対象事業による支援を実施することとなった場合、福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、特定被保護者に関する氏名その他必要な事項について通知する（法第 55 条の 11 第 1 項）。通知内容は、氏名のほか、特定被保護者対象事業を利用することについての本人同意、性別、住所、生年月日、担当ケースワーカーの連絡先等が考えられるが、各自治体の状況や被保護者が抱える事情等に応じて、内容を整理して差し支えない。なお、当該通知をもって、特定被保護者対象事業の利用申込みとする。

また、福祉事務所は、通知をする際、必要に応じて当該特定被保護者に関する資料を併せて送付する。

- エ) 福祉事務所は、ウの通知を行った場合、その旨を当該特定被保護者に対し速やかに通知する（法第 55 条の 11 第 2 項）。

## ② 支援中の対応

- ア) 家計改善支援事業実施者は、特定被保護者に対する支援の開始後速やかに、当該特定被保護者に対しアセスメントを行い、家計再生プラン又はそれに準ずるもの（以下「支援プラン」という。）を作成するとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局を通じて福祉事務所に提出する。

- イ) 家計改善支援事業実施者は、支援プランに沿って支援を進める過程において、支援の継続が適当でないと考えられる場合や、支援の継続が困難となった場合には、速やかに福祉事務所に対し、その旨報告する。

また、家計改善支援事業実施者は、当該特定被保護者の支援に当たっての課題を把握した際には、速やかに福祉事務所に連絡するなど、福祉事務所と緊密に連携するよう努める。その際、福祉事務所は、特定被保護者と面談し、必要な助言を行うなど、状況に応じた対応を行うこと。

- ウ) 福祉事務所は、特定被保護者の家計改善支援事業の利用状況の把握のため、定期的に、家計改善支援事業実施者への訪問や電話等により、特定被保護者の支援の進捗状況や様子等について確認する。また、福祉事務所は、当該特定被保護者との面談等を通じて、相談に応じるとともに、必要な助言を行う（法第 55 条の 11 第 3 項）。

## ③ 支援終了時の対応

- ア) 家計改善支援事業実施者は、支援期間が終了するまでの間に、②アで作成した支援プランに沿って評価を行い、その評価結果について、生活困窮者自立支援制度主管部

局を通じて福祉事務所に通知する。

- イ) 福祉事務所は、アで通知された評価結果を踏まえ、当該特定被保護者に対する家計改善支援事業による支援の終了又は延長を決定することとする。家計改善支援事業による支援を延長することが適切と判断される場合は、改めて①の手続を行う。

### <留意事項>

大学等への進学を検討している世帯に関する生活保護制度上の取扱いとして

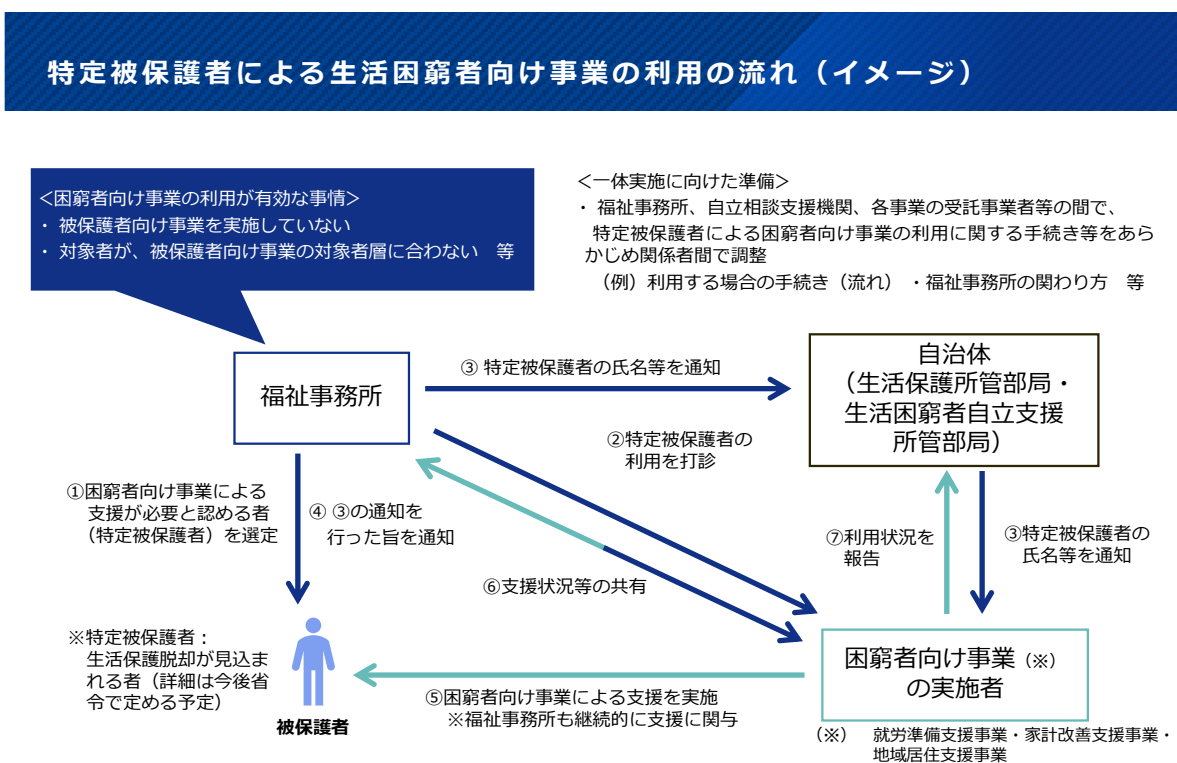
- ・ 当該子どもがアルバイトで得た収入を、私立高校における授業料の不足分、学習塾の費用、大学等の受験料や入学金等にあてる場合は収入として認定されない（収入認定除外）。
- ・ 福祉事務所から事前に承認を得て、大学等の入学金等にあてる目的で、保護費のやり繰りにより貯蓄をすることが可能である
- ・ 進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受ける
- ・ 世帯分離をして自宅から大学等に通学する場合に住宅扶助を減額しない措置

などがある。

このような大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に対して、特定被保護者として家計改善支援事業において支援を実施する場合は、家計改善支援事業実施者は、生活保護制度の取扱いを踏まえた上で、支援を実施していただくようお願いする。

なお、その際には、「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援保発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長）別添 2 「大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援について」を参照願いたい。

図表 10 特定被保護者による事業利用の流れ



## 2. 事業の実施・運営の考え方と方法

### 2-1. 基本的な考え方

- 家計改善支援事業の実施・運営に当たっては、家計という機微な情報に接することからも、相談者との信頼関係を構築することが非常に重要である。そのうえで、本人の自己選択、自己決定を基本とし、相談者自らが課題の解決に向けた取り組みを進めていくことを支援する。
- 家計改善支援事業の具体的な実施方法等については次項のとおりであるが、緊急に支援が必要な場合など個々の状況に応じて柔軟に対応することが大切である。

### 2-2. 具体的な実施方法と留意点

- 家計改善支援事業の具体的な実施方法と留意点は以下に示すとおりであるが、併せて別添の様式や記入要領についても確認されたい。

#### (1) 把握・アウトリーチ

##### ① 基本的な考え方

- 生活困窮者自立支援制度は、早期に生活困窮者を把握し、抱えている課題がより深刻になる前に課題解決を図ることをその理念の一つとしている。
- 基本的には、生活困窮者の把握は自立相談支援機関の役割であるが、家計改善支援事業実施者においても、多重・過重債務の相談先や税の保険料等の支払窓口、貸付を行っている機関、日常生活自立支援事業等の権利擁護支援策とのネットワークの構築により、支援を必要とする生活困窮者を把握することが考えられる。家計改善支援事業実施者が生活困窮者を把握した場合は、早期に自立相談支援機関につなぐことが大切である。

##### ② 把握・アウトリーチの方法

- 生活困窮者の早期把握のためには、自立相談支援機関とも連携し、支援を必要とする人への周知（行政の広報誌の活用やチラシ、ポスターの配布など）を図ることが重要である。
- 家計に関する問題は、相談すること自体に大きなためらいを感じる場合が想定される。そのため、家計改善支援事業の周知や理解を広める観点からも、地域住民向けの家計管理に関するグループ単位での講習会の実施や「出張相談」なども、支援を必要とする人を把握する上で大いに有効と考えられる。

#### (2) 相談受付（インテーク）

##### ① 基本的な考え方

- 本人との最初の面談・電話は、今後の信頼関係を構築するうえで大切な機会であり、家計再生に向けた支援を進めていく上で重要な時機となる。
- 相談者自身の力で家計の再生、そして生活の再生に向かって進んでいけるようにするためには、相談の受付時の対応が極めて重要である。相談者との信頼関係構築の構築に当たっては、相談者の意欲を引き出し、相談者の気持ちの変化を把握しながら相談支援を展開する必要がある。



- 相談受付の際には、家計改善支援事業に関わる相談か、他の機関につなげる相談か、もしくは情報等を提供することにより自分で解決できる相談か、などを判断する。

## ② 相談受付における基本姿勢

- 家計に関する問題を抱える相談者の多くは、生活困窮状態をはじめのうちは自分一人で解決しようと試行錯誤するものの、最終的には生活が立ち行かなくなり自分だけでは解決できなくなり相談に至ったということが想定される。したがって、相談に訪れることは非常に勇気が要ることであり、来所者は、不本意な思いや惨めな気持ちを抱えていることも予想される。また、相談機関や家計改善支援員に対する不信感や恐れを少なからず持っていることも考えられる。このような本人の心情を察し、丁寧に対応することが求められる。特に借金に関する問題を相談することにためらいを感じる場合が多く、普段生活している地域にある相談窓口に行くことは避けたいと感じている相談者もいることを理解する必要がある。
- 相談受付では、まずは相談者の話をよく聞いて受け止めること（傾聴）と、不安を解消し信頼関係の構築を目指すことが何よりも大切である。相談受付が適切に進むよう、家計改善支援事業実施者においては、特に初回の相談の対応方法への配慮が重要である。例えば、電話や来所時の対応、個室の相談室を設置するなどの環境への配慮等が考えられる。
- 丁寧な聞き取りは、的確なアセスメントにもつながる。相談者の主訴が「お金が借りられないか」といった単純なものであっても、丁寧な状況確認によって、真のニーズを引き出ししていく視点が求められる。

## ③ 緊急的な支援の提供

- 家計改善支援事業では、本人の緊急度に応じた、迅速かつ柔軟な対応が求められる場合がある。
- 具体的には、当座の生活費がなかったり、滞納等が原因で早急に住まいを出なければならぬ場合には、状況に応じて生活保護の担当窓口につないだり、自立相談支援機関につないで住居確保給付金や居住支援事業のうちシェルター事業の利用を検討したり、貸付けが利用できる場合には貸付機関につないで緊急的な資金の活用を検討するといった対応が必要である。
- なお、貸付を利用する場合は、計画的かつ確実な返済のため、家計改善支援事業実施者が継続的に支援を行うことが望ましい。

## (3) アセスメント

### ① 基本的な考え方

- アセスメントとは、本人の家計の状況や置かれている環境、生活困窮に陥った背景・要因を分析し、その中で対応すべき課題を適切に捉えていくことをいう。家計に関わる課題だけでなく、生活全体の課題も把握する視点を持つようにしなければならない。
- アセスメントは相談支援を進める上で極めて重要な段階であり、本人と家計改善支援員が信頼関係を構築し、本人が設定した目標に向けて意欲を喚起していく時機となる。

## ② 相談時家計表の作成

- 相談時家計表は、相談者の世帯の家計収支の状況を1ヵ月単位で具体的に把握し、生活の状況とお金の動きを目に見える形で示すものである。相談者とともに家計表を作成し、収支や滞納、債務等を見える形で示していき、家計の見直しの方向性を検討していく。
- 家計改善支援員は、家計表の作成という相談者との共同作業を通して、相談者の生活を理解していく。そして、ひと月の収入と支出のバランスや、家計を圧迫している原因、生活費の実態等の家計の状態を客観的に理解する。このような過程を通して、相談者は家計改善の必要性を認識していく。
- 家計表の作成に当たっては、本人からの聴き取りだけでなく、必要に応じて明細書や通帳等も確認する。
- 家計表の作成は、基本的には家計改善支援員が本人に生活の様子を聞きながら記入していくが、相談者本人が、自らの家計を把握できている場合には、本人に記入してもらうことも考えられる。

## ③ インテーク・アセスメントシートの役割と活用

- アセスメントにおいては、把握すべき情報（収入支出の詳細、就労状況、家族の課題等）について抜け漏れがないようにする。
- インテーク・アセスメントシートの内容をすべて確認して、シートの項目を網羅的に埋めることを目的化してはならない。家計再生プランを策定するにあたり、家計改善支援員が必要だと考える内容を確認していくことが大切である。

## ④ 関連機関との連携

- 本人の家計を早期に立て直すためには、必要に応じ、具体的かつ効果的な支援への的確につながることが重要である。したがって、実際には、情報収集と並行して関係機関と支援の利用を調整したり（例：貸付け減免制度等の利用可能性の事前検討等）、家計改善支援員と自立相談支援機関の相談支援員等と連携して支援計画の内容等について検討することが必要となる。
- 特に貸付けをあっせんする場合などは、相談者の家計の状況を詳細に把握する必要があることから、必要に応じて相談者の自宅を訪問したり職場の所在地を確認したりといった事実関係の確認も検討する。
- 上記のように、家計改善支援においては、関係機関との情報共有やつながりが必要な場面があるため、日頃から地域の関係機関とのネットワークの構築に努めることが重要である。
- 関係機関との連携に当たっては、相談者の相談内容や個人情報を適切に取り扱わなければならない。個人情報保護法に基づいて、事前に本人から同意を得たうえで、支援に必要な範囲において、関連機関と情報を共有する。

#### (4) 家計再生プラン（家計支援計画）の策定

##### ① 基本的な考え方

- 家計再生プランとは、アセスメントの結果に基づき、家計再生の観点から解決すべき課題や、本人の目指す姿（目標）や、支援の内容についてまとめたものである。プランは、本人の主体性を基本として、本人と家計改善支援員が協働で作成するものとなる。
- 相談者の中には、家計に関して緊急的な支援を必要としており、アセスメントに長い時間をかけている余裕がない人もいと考えられる。
- したがって、まずは相談者の家計の状況を概括的に把握し、必要と考えられる支援内容を盛り込んで策定し、支援を開始してからさらに詳細に家計の実態を把握したうえで、計画の妥当性を評価し必要に応じて家計再生プランを見直していく必要がある。

##### ② 家計再生プラン(家計支援計画)の策定

- アセスメントの結果を踏まえて相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを策定し、相談者に提案する。家計再生プランでは、税や年金の分納及び減免といった制度の利用、家族等からの支援の調整、貸付けのあっせん、債務整理等の具体的な支援内容の提案などを行うのはもちろんのこと、家計再生の具体的な道筋を共有するために「家計計画表」と「キャッシュフロー表」の作成も必要となる。
- 家計再生プランの期間は相談者の状況によって様々であると想定されるが、支援期間は3か月～半年程度としたうえで、相談者の家計にとって影響が大きいライフイベント（例：転居、就職・退職、子どもの進学等）を目標に据えて、支援計画を組み立てていく。生活困窮状態にある相談者にとって、ライフイベントを乗り切ることが、生活の再生にとって非常に重要である。
- 生活困窮者自立支援制度に基づく支援は、相談者と支援機関との合意に基づいて実施されるものである。これは生活困窮者自立支援制度の基本理念である「尊厳の確保」を担保するためのものであり、支援者本位の支援ではなく、相談者自身の意思に寄り添った支援を実施しようとするものである。これは家計改善支援事業も同様であり、本人とともに、解決したい課題を整理して、何を目標に、どのような家計再生を目指していくかを話し合い、目標に向けた支援の内容と本人が実施することについて盛り込む。
- したがって、家計改善支援員は、単に支援内容を列記した家計再生プランを策定するのではなく、面談等を通して把握された相談者の意向やその人の個性・強み（ストレングス）等を踏まえて、生活の再生に向けた意欲を引き出しつつ、真に解決すべき課題の解決に向かうような家計再生プランを策定することが肝要である。
- 家計に関する問題の背景には、極めて多様な課題が存在する。特に、滞納や債務の状況などは相談者もあまり話したくないことから、最初から相談者の家計の状況を完璧に把握して家計再生プランを策定することは、大変難しいことを認識しておく必要がある。

##### ③ 家計計画表、キャッシュフロー表の作成

- 家計改善支援事業の特徴は、家計表やキャッシュフロー表等を活用することにより、相談者の家計を“見える化”し、家計に関する問題をわかりやすくしたり、生活の再生の目標を

具体的に捉えやすくしたりすることである。

- 漠然と「借金の返済の見通しが見つからない」と感じているが実際には返済がどの程度困難なのか、「お金が足りない」と感じているが具体的にいくら足りないのか、「収入が足りない」と感じているが具体的にいくら収入があれば生活が再生できるのか、といった悩みに応えていくことが家計改善支援事業の特徴である。
- こうした点を踏まえて具体的な「家計計画表」や「キャッシュフロー表」を含んだ「家計再生プラン」を策定し、その内容を説明・提案して、家計の現状や見通しを具体的に示しながら、相談者自身の家計に対する理解を深め、本人が自ら家計管理をしていく能力を身に付けさせることが重要となる。

## (5) 支援の提供

### ① 基本的な考え方

- 生活困窮者自立支援制度では、自立相談支援機関が調整役となり、本人の状況に応じた支援をチームにより提供する。
- 家計改善支援事業実施者においては、家計再生プランに基づき支援を実施するとともに、支援の実施状況、本人の状況等を定期的に自立相談支援機関に報告し、他の支援の実施状況などの情報も共有することが必要である。
- 一方、支援を提供する上で、家計改善支援事業実施者だけでは対応が難しい状況に直面した場合には、その状況を自立相談支援機関に共有し、家計改善支援員が一人で抱え込むことなく、自立相談支援機関を中心に必要な調整を図り、適切な支援につなげることが必要である。

### ② 家計改善支援事業実施者による支援

- 家計改善支援事業実施者で行われる支援は以下のとおりである。
  - ア) 家計管理に関する支援
    - イ) 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
    - ウ) 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）
    - エ) 貸付けのあっせん など
- なお、家計管理に関する支援以外は、相談受付やアセスメントを実施する段階で、すぐに支援に着手することが必要な場合も考えられる。生活困窮者自立支援制度の理念でもある「早期支援」の観点からも、こうした支援の実施が必要といえる。

#### ア) 家計管理に関する支援

- 家計改善支援事業の支援で最も重要なことは、相談者とともに家計の現状を見つめ、相談者自らが「家計を管理しよう」という意欲を持つことである。そのうえで、家計再生プランや家計計画表、キャッシュフロー表（以下「家計再生プラン等」という。）に基づき、家計を相談者自らが管理できるよう支援していく。
- 具体的には、家計再生プラン等の策定後においても、計画どおり家計収支が改善しているか相談者とともに家計表を定期的に確認し、改善の状況などを振り返る。この時に重要

なことは、計画どおりに行かない場合であっても本人がその原因に気づき、諦めないで家計を管理する意欲を持続できるように支援をしていくことである。

- 定期面談は、毎月、あるいは2～3ヵ月ごとなど、相談者の状況等に応じて個別に設定することとなる。可能な場合は、相談者の自宅で面談を行うことで、相談者の購買行動に対する理解が深まることも考えられる。相談者によっては、支出費目の支払先別に出納管理の支援をしたり、買い物の同行支援が必要なケースなど、状況に応じたより丁寧な支援が必要な場合も想定される。
- 家計改善支援事業実施者による支援は、3か月～6か月程度を基本として実施していくが、相談者のライフイベントを目標に据えた長期的な視点での支援が必要となる。

#### イ) 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

- 生活困窮者の中には、家賃や税金、保険料、公共料金などを滞納している人が存在することが少なからず想定される。アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して、例えば徴収免除や徴収猶予、分割納付などの対応ができないか、自治体の担当部局や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。
- 特に自治体内の各部局とは、滞納状況の把握や調整など、十分な連携が図られる体制を構築することが必要となる。
- 相談者の中には、本来受給できるにも関わらず公的制度の各種手当やそれ以外の給付金や支援金などを申請していないことがある。  
また、年金保険料の支払いが困難な場合は、将来の年金給付を確保するために、必要に応じて納付免除の手続をとることが求められる。このように、本人の状況に応じて様々な提案をすることが求められるため、家計改善支援事業実施者はこのような制度も理解して利用のための支援を行う必要がある。
- 本人が様々な関係機関と調整し、必要な手続を行うことは容易ではない場合は、同行支援を検討することが求められる。

#### ウ) 債務整理に関する支援

- 多重債務や過剰債務により生活に困っている人については、各自治体の「多重債務者相談窓口」等と連携して、債務整理の説明を行い、必要に応じて法律専門家への同行など、債務整理の支援を行う。
- また、違法な貸付けや取り立てなどの被害に遭っている場合などは、警察等につながる必要がある。
- 多重債務や過剰債務の問題に関しては、日頃から各自治体の「多重債務者相談窓口」や法律専門家等との連携・協力を図る体制を構築することが必要となる。

#### エ) 貸付けのあっせん

- 家計の状況から、一時的な資金が必要であり、貸付けによる支援が必要と考えられる場合には、貸付けの検討を行う。(ただし、債務整理の方法によっては貸付けができない場合もあることに留意する。)

- 貸付けの利用の検討に当たっては、家計計画表やキャッシュフロー表などから過剰な貸付とならないよう、また本人の意向も踏まえた家計再生が可能な償還計画となるよう考慮し、貸付けの有効性と適切な貸付額についての検討を行う。これらを検討した上で、貸付機関に対して貸付けのあっせんを行う。
- 貸付けのあっせんは、基本的には貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し貸付機関に送付することで、本人の家計の状況や家計再生プランなどを共有し、貸付けの円滑・迅速な審査につなげるものである。
- なお、貸付けの決定はあくまで貸付機関によって判断されるものであり、審査には一定の期間が必要となる。そのため、支援を円滑に実施するためには、貸付けによる支援の必要性が見込まれた段階で、必要に応じて貸付機関と相談し、貸付あっせん書を作成する。なお、貸付あっせん書の作成段階においては、家計計画表やキャッシュフロー表の作成までには至らないことも考えられるため、その後継続してアセスメントを実施していくことが求められる。また、貸付あっせんの支援は、貸付けが決定するまで継続的に行われるものである。
- 貸付あっせん書は、貸付希望額の多寡にかかわらず原則として作成する。なお、緊急的な支援として小口の資金貸付が必要な場合など相談者の状況なども勘案し、家計再生プラン等の作成よりも貸付けを優先することも可能である。この場合であっても、例えば、貸付機関と連携し分割した貸付けを行いながら、並行してアセスメントを実施し、貸付あっせん書を作成するなどの対応が望ましい。
- いずれの場合であっても、貸付けを利用した場合は、家計再生プラン等を作成の上、償還の状況等について貸付機関と情報共有し家計再生プランのモニタリングをするとともに、継続的な家計管理を支援することが必要である。

#### オ) 権利擁護支援策へのつなぎ

- 相談者の判断能力が不十分であると考えられる場合には、相談支援やその後の支援を通じて、本人の判断能力が不十分であることによる日常生活への支障の有無を把握する。また、本人保護等の権利侵害の回復支援の視点から、金銭管理等の支援の必要性の有無を検討する。その際、判断に迷う場合は、自立相談支援機関とともに、権利擁護支援策の実施機関への相談を行うことが望ましい。
- 本人の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じている場合や、本人保護等の権利侵害の回復支援の視点から金銭管理等の支援が必要と考えられる場合を把握した際には、日常生活自立支援事業を案内する。
- 加えて、相談者の同意を得られた場合には、日常生活自立支援事業の実施機関へ、当該者について情報提供を行う。その際、相談者の状況等に応じて、家計改善支援機関の支援員による日常生活自立支援事業の相談窓口への同行を検討することが望ましい。
- その他、債務整理に向けた弁護士等への相談において弁護士等から成年後見制度の利用の勧めがあった場合等には、相談者がそれらの制度を利用できるよう弁護士等への家計表の共有等、適宜協力することが望ましい。

## (6) モニタリング

### ① 基本的な考え方

- モニタリングは、プランが本人の状態に適した内容になっているか、支援が適切に提供されているか、本人が目標に向けて変化しているか等を定期的または随時に、本人との面談や支援提供者と連携して確認することをいう。
- モニタリングの時期は、基本的には自立相談支援機関が、支援直後、定期、随時と状況に応じて設定するが、家計改善支援事業実施者では、支援を提供する上で適切な時期にモニタリングが行われるよう、自立相談支援機関とも調整して時期を設定する必要がある。

### ② モニタリングにおける留意点

- 家計改善支援事業では、モニタリングの時期までに、定期的な面談により家計の改善状況や、家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関との情報共有を図ることも重要である。
- 自立相談支援機関や家計改善支援事業実施者以外の、他の機関による支援の実施状況について、日頃からの情報共有も必要であるが、モニタリングの時期に改めて確認することも求められる。
- モニタリングの結果、本人の状況によっては、自立に向けた支援の観点から、償還の猶予が必要と認められる時は、貸付機関に対して償還猶予の要請を行うことも考えられる。

## (7) 家計再生プランの評価

### ① 基本的な考え方

- 家計再生プランの評価は、プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果等を確認するために実施する。これにより、家計改善支援事業による支援を終結させるか、またはプランを見直して支援を継続するかを、自立相談支援機関とも協働して判断する。

### ② 評価の視点

- 家計再生プラン策定時に定めた期間が終了する際に、設定した目標の達成度や支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。
- 重要なことは、支援が終結した後も相談者が家計管理を継続できるかどうかを確認することである。目標の達成度とあわせ、毎月の家計の状況が把握できているかを評価していく。また、再び生活困窮状態に陥りそうな場合には、早期に相談に訪れてもらえるような関係を構築しておくことも大切である。
- プランを評価し、家計改善支援事業を終結あるいは継続を判断する上では、下記のような視点も考慮することが望ましい。

#### 【支援終結を検討する際に考慮すべき視点】

- ・ 家計管理が重要であることを認識しているか

- ・ 自分の生活にとって重要な支出費目の優先順位をつけることができるか
  - ・ 収入を消費及び貯蓄に適切に配分することができるか
  - ・ 数年先のライフイベントに伴い収支が変化することへの見通しを持てるか
- 家計再生プランの評価に当たっては、相談者自身の評価（自己評価）を引き出しながら、「普段取り組んできたこと」「できたこと」「取り組むことが難しかったこと」などを整理していくことが重要である。
- また、当初設定した目標が達成できなかった場合には、なぜ達成できなかったのか、相談者自身の気持ちや取り組み姿勢の変化、生活状況の変化、支援内容の適切性や妥当性といった観点から検証することが重要となる。検証の結果、支援期間の延長や家計再生プランの見直しが必要な場合は自立相談支援機関と連携して今後の支援を検討していく。

## (8) その他の留意点

### 住居確保給付金の転居費用の支給における家計改善支援

- 令和6年改正法において、収入が著しく減少して経済的に困窮し、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められる者に対して、令和7年度から住居確保給付金を拡充し、転居のための費用（転居費用）を支給することとされた。
- 転居費用の支給に当たっては、家計改善支援事業において、転居により家計改善が見込まれること及び転居費用の捻出が困難であることが認められることが要件の一つとされているため、家計改善支援事業実施者においては、支給申請者に対し家計改善支援を実施し、上述の支給要件が支給申請者に認められるかを確認することが求められる。
- 転居費用の支給における家計改善支援の手続きの詳細については、別に定める「自治体事務マニュアル」の「第7 住居確保給付金の支給」の3-1の(1)のイ及び3-4の(2)を参照すること。



## 第5章 人材育成について

- 家計改善支援事業実施者においては、相談支援に当たる適切な人材を確保・配置するとともに、その資質の向上に努める必要がある。国において引き続き家計改善支援事業に従事する支援員を対象とした専門的かつ実践的な研修を実施していく予定である。これに加えて、家計改善支援事業実施者自らも、制度の理念、基本倫理、基本姿勢等や家計に関する専門的な知識、支援方法に関する研修会や勉強会を開催し、人材の育成を図ることが重要である。事業所内における人材育成の考え方や方法に関しては、「自立相談支援事業の手引き」の第6章も参考にされたい。
- なお、家計改善支援事業実施者においては、一人又は少人数で支援を実施している場合があり、事業所内で単独で研修会等を開催することが難しい場合も考えられる。このような場合は、自立相談支援機関や近隣の家計改善支援事業実施者その他の関係機関と合同で研修会等を開催することが考えられる。合同研修を実施することによって、関係者が生活困窮者支援に対する共通認識を持ち、支援の質を共に高めていく効果も期待できる。

## 第6章 個人情報の保護・リスクマネジメント

### 1. 家計改善支援事業における個人情報保護の考え方

- 家計改善支援事業の実施に当たり、支援員は相談者本人及び家族の収入や債務状況等の機微な個人情報を取り扱うこととなる。個人情報の保護は、相談者や家族のプライバシーを保護するとともに相談者とのトラブルを防ぐためにも重要である。
- なお、個人情報の管理や関係機関との共有方法及びリスクマネジメントに関しては、自立相談支援事業の手引きの第7章をご参照いただき、個人情報の適切な取り扱いを図られたい。

### 2. 関係機関との情報共有

- 貸付のあっせんや、公営住宅の家賃や税金、社会保険料、公共料金などの徴収免除・猶予、分割納付などの制度の利用が必要な者の中には、貸付機関や各種窓口で、自らの家計の状況を説明することが難しい者もいる。
- そういった場合には、家計改善支援員が申請に同行するとともに、事前に相談者の同意の上で、これらの関係機関にインテーク・アセスメントシートや相談時家計表、家計再生プラン等を共有することで、円滑な申請につながることを考えられる。

## 第7章 運営計画と評価

- 生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、実施主体である自治体において、現状や課題を把握し、生活困窮者支援全体の取組方針等を定め、その結果を評価することが必要である。また、任意事業についても自立相談支援事業と併せて効果的な支援を行い、支援の質を担保するため、事業計画を作成し、その評価を行うことが必要と考えられる。
- 家計改善支援事業実施者においても、自治体における事業計画と評価に係る取組を踏まえ、家計改善支援事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を作成し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要である。このような、いわゆるPDCAサイクルにより次年度以降の運営の改善に生かすことが求められる。

具体的な実施方法については、令和5年度生活困窮者自立支援制度の事業評価の方法及び帳票類の標準化に関する調査研究事業（厚生労働省 令和5年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事）の報告書（<https://www.hit-north.or.jp/report/2024/04/19/2200/>）や、「自立相談支援事業の手引き」の第8章を参考にされたい。
- 評価には、自己評価と外部評価の二つの方法があるが、まずは家計改善支援事業実施者が自らの運営を振り返り、より良い運営を行うため、自己評価をしっかりと実施することが重要となる。

### 評価指標の例

- ・相談受付件数、家計再生プラン策定件数
- ・支援・面談の回数
- ・利用者の目標の達成状況（別添様式「評価シート」参照）
- ・利用者の満足度、苦情の件数
- ・研修会等の実施回数

## 第8章 生活困窮者自立支援統計システム

生活困窮者自立支援統計システムは、法に基づく相談支援機関として、適切に支援の必要性を判断し必要な手続きを実施するため、また各種帳票を利用することにより相談援助のプロセスを理解する一助となることや、支援員の質の確保や向上につながること等の理由から、自治体や自立相談支援機関においては、必ず利用する必要がある。

また令和7年度以降に家計改善支援事業においても、システム上で帳票に入力された情報を基に、統計業務が可能になるため、積極的に活用されたい。

なお、自立相談支援機関所在地以外に事務所が設置されている場合など、相談者支援機関業務支援ツール（以下、「支援ツール」という。）が利用できない場合は、既存の帳票類を活用し、データで保存するなどセキュリティに配慮しながら運用されたい。

本章では生活困窮者自立支援統計システムの概要や各種帳票の構成について整理を行う。

### 1. 生活困窮者自立支援統計システムの構成

生活困窮者自立支援統計ツール (以下、「統計ツール」という。)	自立相談支援事業の統計業務をシステム化したもの。月次報告機能等、自治体や国に報告する機能が搭載されている。
支援ツール	国が定める自立相談支援事業において使用する自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）に、相談支援における手続きを行うための書類作成等を行う。

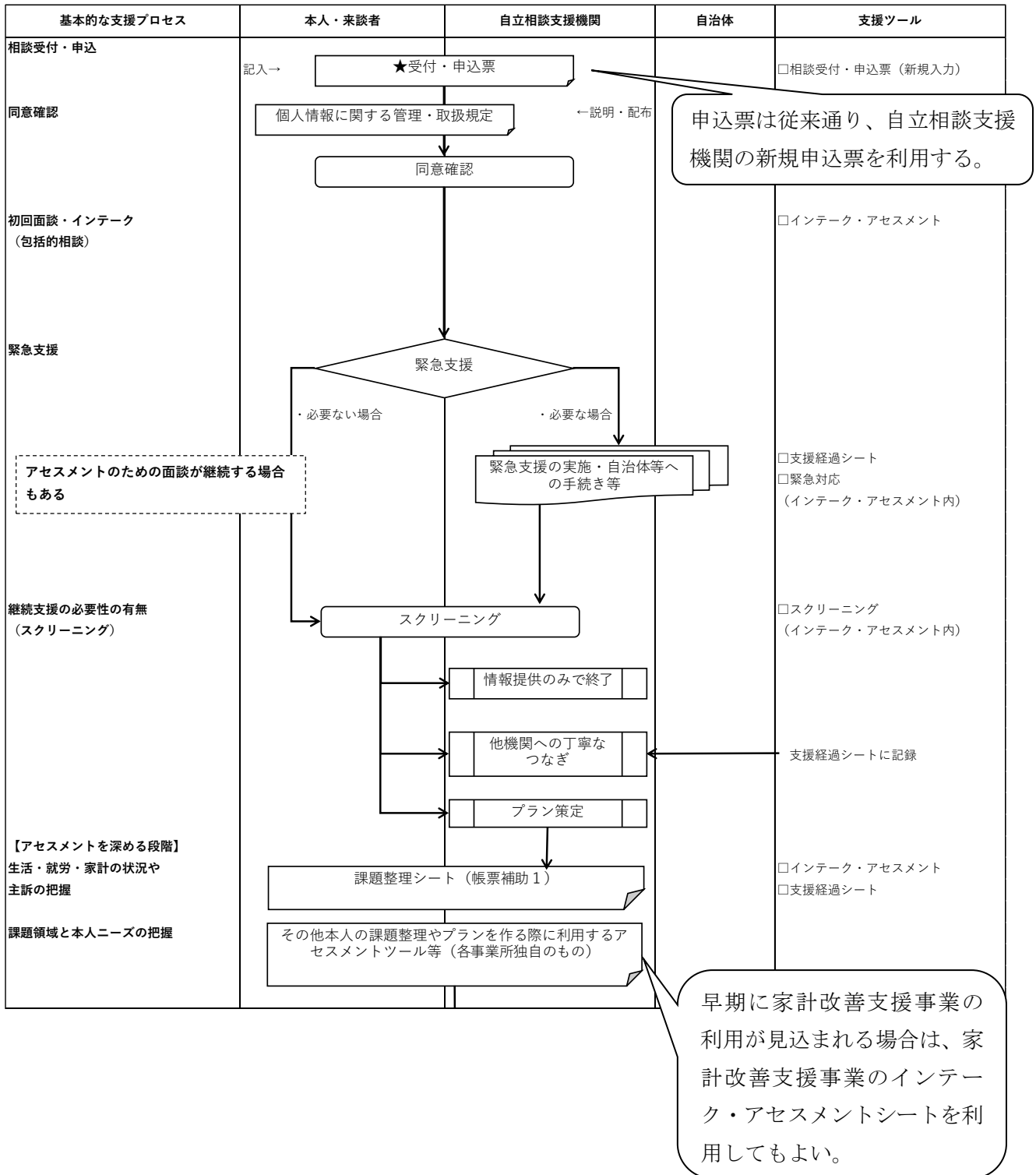
図表 11 システム構成イメージ

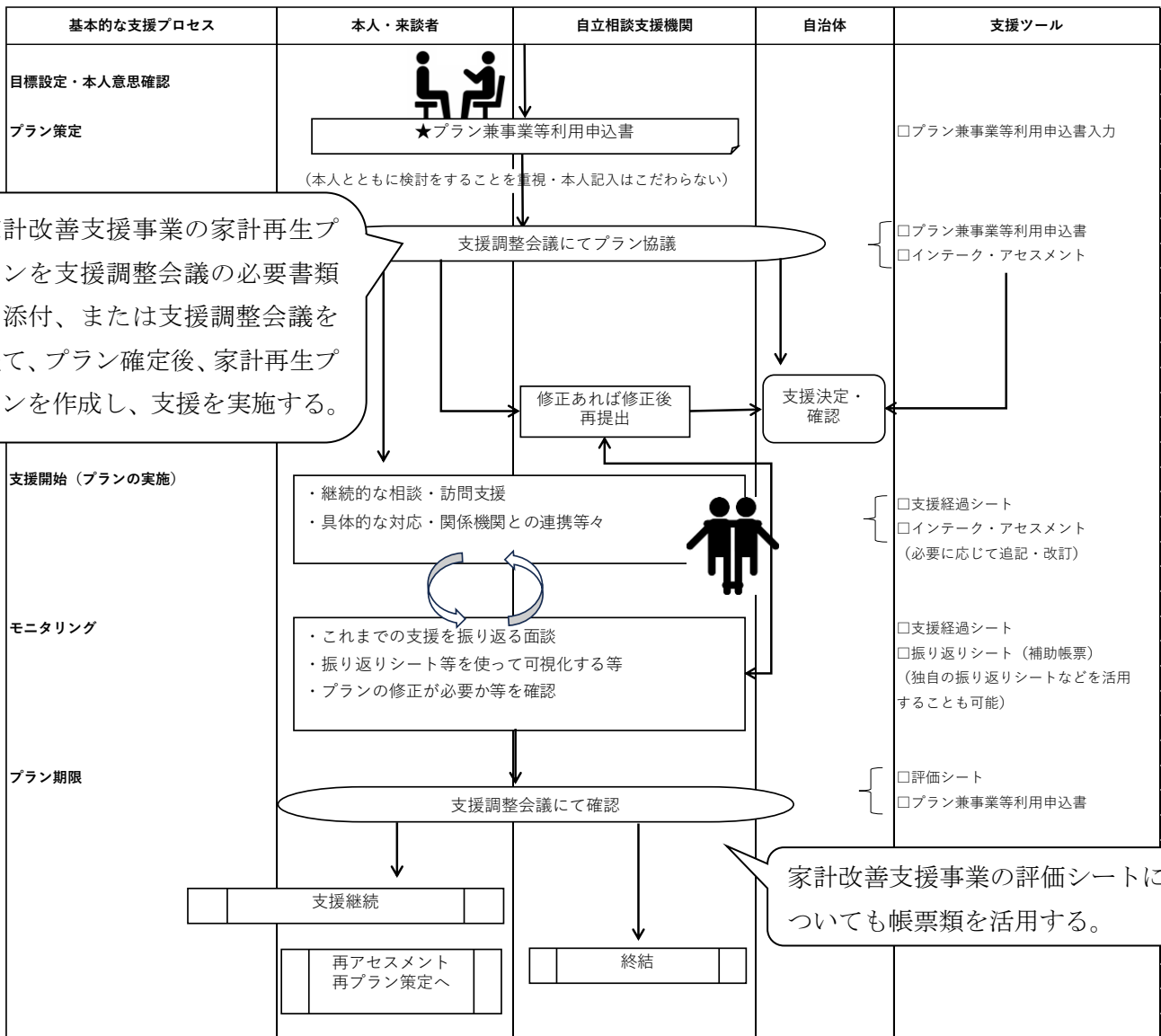


## 2. 支援ツールの入力プロセス

基本的な支援プロセスと支援ツールの入力プロセスを以下の表に示した。

図表 12 支援プロセスと支援ツールの入力プロセス





<アセスメントにあたっての補足>

- ・アセスメントは本人の困りごとやニーズ、生活歴、経済状況、健康状態、就労状況、社会参加状況等について、家族や地域社会の環境との関連の中で包括的に把握し、その中で対応すべき課題領域を捉え、背景・要因を分析の上で解決の方向性を見定めるものである。
- ・支援初期におけるアセスメントはプラン策定において、その根拠となるものであり、プラン策定後も面談やそれ以外の場面でアセスメントは柔軟に変化していくことが予測されるため、モニタリング等で確認・修正・追記を行うことが重要である。

### (1) 入力に際しての留意事項

- 「受付・申込票」「個人情報に関する管理・取扱規定」は支援ツール内の「帳票様式ダウンロード」から保存・印刷して受付等に用意しておき、申込票は可能な限り本人に記入してもらうこと。
- 個人情報の取扱いについては、各自治体の方針に従って、本人にわかりやすい言葉を使って、説明を行うこと。
- 支援ツールの「インターク・アセスメントシート」の項目を全て入力することが目的ではなく、支援に必要な情報を聞き取ることが目的であることに留意し、本人が答えたがらない項目は無理強いしないこと。
- 支援経過シートは、相談受付前のアウトリーチ段階も含めて、訪問・相談・支援等の記録を継続的につけること。

### (2) 基本操作マニュアルについて

- 「生活困窮者自立支援統計システム 相談者支援機関業務支援ツール操作説明書(利用者用)」が統計ツールの「ダウンロード」から閲覧・保存することが可能なため、必ず参照すること。

### (3) その他、支援ツールに関連した資料について

具体的な入力にあたっての考え方、諸注意や参考書式については、以下の資料を参照のこと。

- 厚生労働省 平成 26 年度セーフティネット支援対策事業(社会福祉推進事業)自立相談支援事業における使用標準様式の実用化に向けた調査研究  
掲載先：<https://www.mizuho-rt.co.jp/archive/case/konkyu2015-chohyo.html>
  - ・「自立相談支援機関における使用帳票類標準様式 帳票類記入要領<平成 27 年度用改訂版>」(平成 27 年 3 月 みずほ情報総研株式会社)
  - ・「自立相談支援機関における使用帳票類標準様式 記載見本<平成 27 年度用改訂版>」(平成 27 年 3 月 みずほ情報総研株式会社)
- 厚生労働省 平成 27 年度社会福祉推進事業 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究事業 報告書  
掲載先：<https://www.mizuho-rt.co.jp/archive/case/konkyu2016-chohyo.html>
  - ・「事例から学ぶ自立相談支援の基本」(平成 28 年 3 月 みずほ情報総研株式会社)

## 3. 統計ツール(月次報告)

- 月次報告について、当該月の報告は翌々月 20 日締切りとなっているため、自立相談支援機関の管理者権限のある者及び自治体担当者は必ず期日までに統計ツールから報告を行うこと。  
(操作方法については、「生活困窮者自立支援統計システム 生活困窮者自立支援統計ツール操作説明書(自治体用)」を参照すること。なお、説明書は統計ツールの「ダウンロード」から閲覧・保存が可能。)
- 各自治体の月次報告は都道府県担当者も統計ツールから確認が可能となっているため、定期的に確認し、各自治体の状況を把握することが重要である。  
(操作方法については、「生活困窮者自立支援統計システム 生活困窮者自立支援統計ツール操

作説明書（都道府県用）」を参照すること。なお、説明書は統計ツールの「ダウンロード」から閲覧・保存が可能。）

- 統計ツールの「統計情報照会」からダウンロードされる「統計報告書」「月次報告書」は自治体にて「月次報告」済みの報告内容が出力される。特に「統計報告書」は自立相談支援機関で対応した細かいデータが蓄積されているため、現状分析や課題の発見等の基礎データとして活用されたい。